



救急隊がマイナ保険証（健康保険証の利用登録をされたマイナンバーカード）を使って、傷病者の情報を把握し、救急活動の迅速化・円滑化を図る取組「マイナ救急」が令和7年度より開始されます。

マイナ救急とは救急車を呼んだ際に、マイナ保険証を活用し、病歴やお薬、かかりつけ医などを救急隊へ正確に伝えられ、より適切な処置が受けられる取組です。

もしもの時に備えマイナ保険証を携行しましょう！

詳しくは、コチラの動画をご覧ください。

【YouTube URL】 <https://youtu.be/m2lvbyoA8kA>